

民暴弁護士の寄稿文



【暴力団離脱希望者に対する支援】

民暴委員会の弁護士は、主に民暴事件の被害救済活動や不当要求への対応等について、暴力団等の反社会的勢力を相手に活動していますが、個々の弁護士が刑事事件の当番弁護士(逮捕された被疑者が接見を希望する場合に1回に限り無料で派遣される弁護士)や国選弁護人(資力の乏しい刑事事件の被疑者・被告人に対して国が選任する弁護人)として活動していると、暴力団員や暴力団関係者の刑事弁護人(又は刑事弁護人になろうとする者)として活動することになるケースもあります。

近年では、暴力団の人的資源を遮断し基盤を弱体化させるため、暴力団離脱者に対する支援に関する検討がなされ、就労支援や預金口座の開設に向けた支援活動など様々な取り組みが行われていますが、離脱を希望している暴力団員から相談を受けるなどした場合に、離脱や関係遮断に向けた支援をすることも重要です。

本稿では暴力団離脱希望者に対する支援に関して、現状と今後の課題についてご紹介します。

暴力団員が所属する暴力団からの離脱や関係遮断を希望する1つのタイミングとしては、刑事事件を起こしたことで捜査機関に検挙され、逮捕・勾留手続により身体を拘束されて他の組員から隔離されている時が挙げられます。

我々民暴委員会の弁護士が、暴力団からの離脱を希望し、更生への意欲を生じさせている暴力団員に関与する機会を与えられた際は、関係機関と協力して離脱に向けた支援の対応に当たることが想定されますが、具体的な支援の手段や内容が確立されているとはいえ、まだ検討段階にあります。

現状では、暴力団員が刑事事件を契機として、暴力団からの離脱を実現することができるかは、暴力団員本人や刑事弁護人となった弁護士(民暴委員会所属の弁護士でない場合の方が多いです)の実践に委ねられてしまっている状況です。

『元ヤクザ弁護士』(彩図社, 2023年)の著者である諸橋仁智弁護士は、自らが暴力団員であった当時、薬物の使用により刑事裁判を受けたことを契機に更生を決意し、暴力団からの離脱後に司法試験に合格して、現在は弁護士として活動なさっています。

同著では、薬物使用の再犯をしないことの困難さ、暴力団を離脱して更生することの困難さについて著者自らの経験をもとに語られていて、読み物としても面白いのですが、著者が現在弁護士として行っている事件対応についても一部紹介されており、現役の暴力団員から刑事弁護を依頼された際に、その暴力団員を離脱させるために行っている活動内容(脱退届を本人に書かせる、破門状を出してもらう、福祉と繋ぐ等)についても言及されています。

今後、私のような民暴委員が当番弁護士や国選弁護人等の刑事事件を通じて、離脱や関係遮断の意志がある暴力団員の弁護活動、代理人活動を行うことになった場合の対応を検討する際にも参考になる内容でした。

暴力団員が離脱するためには、暴力団員本人の離脱や更生の意志の強さが重要であることは言うまでもありませんが、辞めた後の生きづらさが離脱の障壁となり、離脱や更生の意志があっても離脱に踏み切れない暴力団員や、一時的に関係を遮断できても再び暴力団との関係を持ってしまう暴力団員は数多くいます。

離脱「後」の支援とともに、離脱「前」の支援についても検討を重ねて積極的な取り組みをしていく必要があると考えられます。

そのためには、民暴委員会の弁護士が、各都道府県の警察や暴追センターなど関係諸機関が協力し、真に離脱を希望している暴力団員のための支援として、所属している暴力団との関係遮断に向けた協力や、離脱後の暴力団員を地域社会から排除せずに受け容れる環境作りに取り組んでいくことが重要なのではないのでしょうか。

寄稿者

〒330-0845

さいたま市大宮区仲町2丁目24番地2

金杉仲町ビル5階

吉澤総合法律事務所 ☎ : 048-647-9890

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 前野 雅敬

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.185」から転記したものです。